

第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター  
運営委員会  
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

# 令和5年度第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

## 議事録

開催年月日 令和6年3月7日(木) 午前10時00分

開催場所 南丹市役所1号庁舎 3階 防災会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 6名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士 共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー (敬称略)

氏名	備考
三浦 基嗣	京都家庭裁判所 後見センター 主任書記官
山口 優	京都地方・家庭裁判所園部支部 庶務課長兼主任書記官

(5) 事務局

福祉相談課 岩間課長、西村課長補佐、川原主事、林相談支援員

1 開会

【司会】

ただ今から令和5年度 第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

令和5年度の事業計画では、運営委員会を年4回の開催予定としておりましたが、職員の異動や市役所新庁舎への移転等もあり、事務局側の都合で、今年度は年3回の開催になりましたこと、最初にお詫び申し上げます。

運営委員会の開催については、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により、「委員の半数以上の出席」となっております。本日は、委員6名中、5名の委員に出席いただいておりますので、本委員会が成立していることを報告します。

2 委員長あいさつ

【委員長】

風はまだ冷たいですが、気候はどんどん春めいてきました。本日もどうぞよろしく申し上げます。

【司会】

議事につきましては、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により、委員長に議長をお世話になります。

3 議事

(1) 報告事項

① ケース報告

**【委員長】**

円滑な議事にご協力お願い申し上げます。

ケース報告について事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

今年度報告したケースで申立てに進んだケースの報告。

《個人情報につき議事録非公開》

- ・親族の申立ての書類確認等の支援を実施して、専門職後見人が選任されたケースの報告と選任後の報告。
- ・社会福祉協議会を中心にセンターも支援して、法テラス利用で申立てを実施して審判を待っているケースの報告。

**【事務局】**

新規のケース報告は、資料1のケースNo.18からNo.28までの11ケースになります。

《個人情報につき議事録非公開》

新規相談ケースの状況

- |           |    |
|-----------|----|
| ・在宅単身高齢者  | 2件 |
| ・住所不定の高齢者 | 1件 |
| ・在宅障がい者   | 2件 |
| ・障害者向け施設  | 4件 |
| ・入院中の者    | 2件 |

② 市民後見人支援について

**【委員長】**

市民後見人支援について、令和5年度フォローアップ研修報告について、事務局からお願いいたします。

**【事務局】**

資料2をご覧ください。

令和5年度に実施しました南丹市の市民後見人フォローアップ研修のまとめになります。令和5年11月9日に、参加者9名で意思決定支援をテーマに実施しました。アンケートでは、意思決定支援で支援者が陥りやすいミスなどが学べたであったり、どんな場面でもよく相談してチームの中でプランを立てることが大切ということを書いていただいていますので、一定意思決定支援を学んできたのかと思っております。アンケートの中では、今

後のフォローアップ研修の回数に関することや、社協も含めて南丹市の状況を知りたいとか、連携をとって欲しいとかの意見をいただきましたので、来年度のフォローアップ研修はその点も考慮して計画案を立てています。

**【A 委員】**

時間配分は、休憩を挟みながらやっていくなら、もう 30 分ぐらい長くてもいいかと思えます。

**【委員長】**

次の報告に移ります。

市民後見人支援について、市民後見人活動報告について、事務局からお願いします。

**【事務局】**

資料 3 をご覧下さい。

市民後見人 2 ケースに関する活動報告を、センターの支援体制も含めて報告させていただきます。

- ・市民後見人 A さんのケース報告。受任形態は、単独受任で、類型は後見。

《個人情報につき議事録非公開》

- ・市民後見人 B さんのケース報告。受任形態は単独受任で、類型は保佐。

《個人情報につき議事録非公開》

- ・市民後見人の後見活動事務費について

**【事務局】**

市民後見人にふさわしいケースは、後見事務費を本人の財産の中から適切に取れる方との項目を挙げており、センターは事務費は適切に取っていただくことを毎回助言しています。特に交通費の計算方法に関しまして、考え方があれば教えていただけたらと思います。

**【オブザーバー】**

基準はなく、相当な範囲としか申し上げられない。個別ケースによるかと思えます。常識の範囲で、相当な支出であればと思います。

**【B 委員】**

公共交通機関は実費ですが、車のときは、1 キロ〇円とか基準を設けて、実際に走った距離掛ける〇円とかで取っています。あと郵便代とか、定期報告のコピー代とかの実費は後見事務費から取ることが出来ます。家庭裁判所の後見ハンドブックにも実費は請求出来ると書いてあります。

③令和6年度専門相談について

【委員長】

令和6年度専門相談について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料4の内容で実施しますので、よろしくお願いします。

④ホームページの見直しについて

【委員長】

次の報告です。ホームページの見直しについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5をご覧ください。

令和2年にセンターが開設して、南丹市役所に成年後見制度の相談窓口があるよということを知する目的もあり、早い時期に南丹市役所のホームページに案内を開設しました。その後は、センターの体制整備に重点を置いたこともあり、なかなか見直しができなかったが、成年後見制度の市民、支援者への理解を深める一助になるようにということで、今回見直しました。市のホームページの一部なので、不十分な点もあるかと思いますが、お気づきの点がありましたら、教えていただけたらと思います。

(2) 協議事項

①市民後見人受任相談ケースについて

《個人情報につき議事録非公開》

②令和6年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）

【委員長】

続きまして、令和6年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料6をご覧ください。

令和6年度、南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）となります。本日、委員の皆様から意見をいただき、次年度の第1回運営委員会で承認いただけたらと思います。

■運営方針

成年後見制度利用促進基本計画に則して、判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ち

ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進めるとしてしています。運営方針の大きな変化はないが、南丹市では地域福祉計画に包含して、成年後見制度利用促進計画を策定致しましたので、それに則してセンターも運営していくことを記載しました。

#### ■事業内容

こちらは昨年から変更はありません。記載のことをしっかりやっっていこうと思っております。

#### ■重点目標

##### 1：成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報、啓発を実施する。こちらはホームページの充実、出前講座、広報活動を考えています。

制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるように、相談及び支援に取り組むとして、こちらもなるべく丁寧な相談対応をとりながら、支援者の方との顔の見える関係性や連携をとっていきたいと考えています。

専門相談や相談窓口の周知を図るということで、こちらホームページの充実であったり、他課や支援者からの相談も年々増加しておりますので、さらに充実させたいと考えています。

##### 2：権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

こちらは、成年後見制度利用促進基本計画に即した権利擁護支援ネットワークのあり方について、関係機関と協議を行い、運営委員会の助言をもらって方向性を定めるとしてしています。地域連携ネットワークは、権利擁護支援チーム、協議会及び中核機関、この3つの仕組みからなると思いますので、南丹市は体制が一定整っていますので、どのようなネットワークが南丹市に望ましいのか、この体制を整えることを、昨年同様ですが目標としています。協議会の設置に向けた具体的な協議が今年度は十分出来なかったもので、委員の皆様のお助言を得てより具体的な方向性を来年度は検討していきたいと考えます。

##### 3：制度の担い手の育成

令和5年度は、2件の市民後見人の単独受任ケースの活動を支援しました。それぞれ支援内容は毎回運営委員会で報告し助言をいただいています。

市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。フォローアップ研修の年2回の開催や、社協の法人後見支援員さんと一緒に開催できたらと考えています。担い手の養成の方向性に関しては、どういう形がいいのか、継続協議していけたらと考えています。

##### 4：本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

後見人等の受任調整時や後見人等からの要望により、本人の意思を尊重した後見活動を支援するための権利擁護支援チームの形成が支援できる体制の構築に取り組むとしていま

す。センターで関わるケースも、複合的な問題のあるケースが増えてきています。その中でマッチングも含めての対応や支援が必要になったり、後見人選任までに、権利擁護支援チームを形成して関わるようなこともあります。こちらは一定整理しながら今後地域連携ネットワークの構築が出来たらと思っていますので、重点目標に挙げております。必ず成年後見ありきではなく、後見には繋がらなかった方でも、権利擁護支援ができたケースとか、運営委員の皆様の助言をいただき体制構築が出来たらと考えています。

**【B 委員】**

担い手については、以前中核機関立ち上げ時に圏域で立ち上げられないか検討され、難しいとのことで、単独でされたと思いますが、他の圏域で他の自治体と連携して市民後見人の養成講座を継続して行うということは難しいですか。

**【A 委員】**

担い手の育成についてですが、ある地域では社会福祉法人が、法人後見を検討していると聞きましたが、南丹市の社会福祉法人の中で、法人後見に取り組む検討をしているとか、ネットワーク作りに何か協力して欲しいとかの意見はないのですか。

**【事務局】**

今のところ声は上がっていないと思います。利用者や家族には、今いる施設の法人で後見をとという意見もありますが、社会福祉法人が法人後見をする場合の利益相反の課題もあり検討が必要ですが、まずは社協としっかり連携を取っていったらと考えています。

**【委員長】**

では本日の意見も参考に来年度の事業計画を策定してください。こちらについてはまた来年度の運営委員会で承認という流れになります。

**③令和6年度 市民後見人フォローアップ研修（案）について**

**【委員長】**

続きまして、協議事項3番目、令和6年度市民後見人フォローアップ研修（案）について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料7をご覧ください。

令和6年度南丹市市民後見人フォローアップ研修（案）としまして、2回の研修を予定させていただき、1回は社協と合同で出来たらと思っています。重複登録されてる方も多く伺っています。市民後見人名簿登録者に改めて活動の場として社協の法人後見もあるこ



とを知っていただける機会になると思いますので、何か合同で出来たらと考えております。

1回目を夏頃に出来たらと考えています。2回目は冬頃に予定して、社協と合同で出来たらと考えています。

**【A 委員】**

過去のアンケートを参考に内容は決めていいと思います。2回目は、社協との連携というところでは、市民後見人も社協の活動を知るいい機会だと思いますので、法人後見という部分以外にも、他の事業も知っていただければと思います。

**【委員長】**

では、本日の意見をもとに、フォローアップ研修の計画をお願いします。

**④令和6年度 支援者向け研修会（案）について**

**【委員長】**

続きまして協議事項の4番、令和6年度支援者向け研修会（案）について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料8をご覧ください。

令和6年度南丹市成年後見支援者向け研修会（案）としまして、センターがちょうどコロナ禍に立ち上げたこともありましたので、市民さん、支援者さん向けの研修が出前講座以外は出来ていませんでした。成年後見の申立てや、後見人と関わってる福祉関係や医療関係者、行政の窓口関係者に対して成年後見制度の普及啓発を目的として、秋頃に開催出来たらと考えています。

**【A 委員】**

研修に参加される方が、どれぐらいの知識があって、実際相談対応しているかのニーズの確認が必要ではないかと思います。後見制度の相談を1年に1回受けるかどうかという方達に対してこの内容の研修は、何が何だか分らなくなる可能性があるかと思います。前段として後見制度説明を丁寧に分かりやすくやってもらった方がいいのかなど。受講する人達のニーズをみないと、どうなるか分からないなと感じています。

**【B 委員】**

職員も異動があって、後見制度ってなんだろうから始まる人もいるので、人によってレベルの差があり、どういう方が参加するかで研修の内容を決めたらいいかと思います。

**【事務局】**

権利擁護支援ネットワークを作る中で、医療と福祉、司法等がまずはしっかりと協議する場が南丹市にはあることを知ってもらい目的もありますので、内容に関しては検討したいと思います。

**【委員長】**

それでは本日の意見をもとに、研修会の企画をお願いいたします。

(3) 情報交換

≪個人情報につき議事録非公開≫

**【委員長】**

それでは、本日の協議を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 閉会

**【司会】**

本日は、報告事項・協議事項が沢山あるなか、来年度のセンターの方向性に繋がる令和6年度事業計画（案）、市民後見人フォローアップ研修会、またセンターとして初めての取組になる支援者向けの研修会について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

現運営委員の皆様は、本年3月末をもって終了いたします。引き続きお世話になる委員もおられますし、今期で終了される委員さんもおられます。委員の皆様には、この2年間、南丹市権利擁護・成年後見センターの運営にご尽力賜りましたことに深く感謝申し上げます。

閉会にあたりまして、副委員長にごあいさついただきます。

**【副委員長】**

本日も大変お疲れ様でした。また委嘱期間の2年間ありがとうございました。これからも引き続きよろしく申し上げます。

**【司会】**

これで運営委員会を閉会いたします。